

## 定期積金規定

### 第1条. (取引店の範囲)

この定期積金(以下「積金」という)は、当組合本支店のどこの店舗でも掛込みができます。

### 第2条. (掛金の払込み)

この積金は、通帳記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの積金口座通帳を持参してください。

### 第3条. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手、その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの預金口座通帳の当該払込み記載を取消たうえ、当店で返却します。

### 第4条. (給付契約金の支払時期等)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

### 第5条. (掛込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。  
または、この積金の年利回(年 365 日の日割り計算)の割合による遅延利息をいただきます。

### 第6条. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
  - ①この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
  - ②当組合がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするとき、および第 11 条第 2 項または第 3 項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
  - ③この計算の単位は 100 円とします。

### 第7条. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金をこの積金の利回に準じて計算します。この場合、先払日数は 5 日以上のものにかぎります。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

### 第8条. (満期日以後の利息)

満期日後に解約する場合、給付契約金(掛込総額に達しないときは掛金残高)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

### 第9条. (反社会的勢力との取引謝絶)

この積金口座は、第 11 条第 3 項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つでも該当する場合には、当組合はこの積金口座の開設をお断りするものとします。

## 第10条. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、積金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。積金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する積金者の回答、具体的な取引の内容、積金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前項に定めるいずれの取引の制限についても、積金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (4) 1年以上利用のない積金口座は、払戻し等の積金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する積金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該積金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の積金取引の一部を制限することができるものとします。

## 第11条. (解約)

- (1) この積金は、当組合がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。  
この積金を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により、署名捺印または記名押印してこの積金口座通帳とともに当店に提出してください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの積金取引を停止し、または積金者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。
  - ①この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、またはこの積金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき。
  - ②この積金の積金者が第16条第1項に違反したとき。
  - ③この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき。
  - ④この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、積金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの積金取引を停止し、または積金者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。
  - ①積金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
  - ②積金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集

団等、その他これに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合。

ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

③積金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。

ア. 暴力的な要求行為

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

オ. その他前各号に準ずる行為

(4) 次の各号の一にでも該当した場合は、通知等がなくても解約できるものとします。

①支払の停止、または、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき、その他法令で定める解散事由が発生したとき。

②弁護士等からの債務整理の受任通知を受け取ったとき。

③積金その他の貴組合に対する債権について(仮)差押、保全差押または差押の命令、滞納処分があったとき。

(5) 相続の仮払いがあったときは、定期積金は解約したものとみなします。

#### **第12条. (届出事項の変更、通帳の再発行等)**

(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) この通帳または、印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払い、または通帳の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) この積金口座通帳の再発行については、当組合所定の手数料を徴求させていただきます。

#### **第13条. (成年後見人等の届出)**

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。積金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項および第2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 第1項から第3項までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 第1項から第4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

#### **第14条. (印鑑照合)**

この積金口座通帳、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

#### **第15条. (譲渡、質入れの禁止)**

- (1) この積金、積金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

#### **第16条. (保険事故発生時における積金者からの相殺)**

- (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、積金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で積金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうへ、所定の請求書に届出の印章により、記名押印してこの通帳とともに直ちに当組合に提出してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務が積金者自身の債務である場合その債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には積金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ②前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。
  - ③第1号による指定により、債務保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ①この積金の利息相当額の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は通帳記載の年利回りを適用するものとします。
  - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知

が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### **第17条. (通知等)**

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着したとき、または到着しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとみなします。

#### **第18条. (規定の変更等)**

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

令和2年4月1日改訂